

九州大学における安全保障輸出管理体制の紹介

九州大学知的財産本部(輸出管理統括部署)国際法務室

STC (Security Trade Control) Associate

PD (International Law), MBA

佐藤 弘基

2011年3月4日 山口大学安全保障輸出管理説明会



九州大学

1. 大学に求められる安全保障輸出管理への理解

2. 九州大学の安全保障輸出管理体制の概要

3. 大学に求められるもの

— 「九州地域大学輸出管理実務担当者ネットワーク」の活動 —

1. 大学に求められる安全保障輸出管理への理解

外為法<外国為替及び外国貿易法> (九州大学としての理解)

目的:

国際的な平和と安全を維持するために政府が輸出について最小限の管理・調整を行えるようにする法律。

貨物の輸出や技術の提供が管理の対象になるか否かを輸出者が判断(該非判定)し、対象になる場合は、経産省大臣に輸出の許可を得なければならない。



世界からみた「日本の大学」 (九州大学としての理解)

- ◆ 最先端技術の宝庫
 - ☞ スパイに狙われやすい・・・？
- ◆ 国際的な学術交流が盛ん
 - ☞ テロリストにとって安全な窓口・・・？

大学が直面する輸出管理の問題は 2種類あると理解できます。

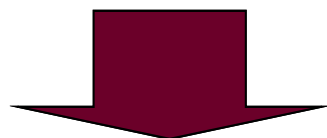
外為法に求められる貨物・技術の
管理への対応

留学生等を介在した技術転用
問題への対応

対応しないことによる
「リスク」は
看過できません。

とくに怖いのは
社会的評価の悪化

大学にもリスクマネジメントが必要！



<リスクマネジメント>

- ・ コンプライアンス
 - ☞ 発生頻度を下げる「内部統制」
- ・ クライシスマネジメント
 - ☞ リスクから生じる被害を最小限に抑える「危機管理」

コンプライアンス体制の構築を進める！

(知的財産本部国際法務室)

大学の輸出管理にとって適当な「コンプライアンス」は？

1. 研究者に周知



2. 研究者が行う管理業務を支援



3. 組織としてすべてを一元管理

大学の輸出管理には
どのレベルの体制が
相応しい？

九州大学のコンプライアンスへの取り組み

企業が行うコンプライアンス活動を参考に
大学組織としての「周知(研修)」活動を行いました。



研究者(教員)に向けた周知活動

- ◆ 知財本部:各部局(研究院)の教授会ジャック
- ◆ パンフレットを作成して全教職員に配布

10~20分の概要説明

研究者への周知活動

◆ 「周知」活動の経緯

気づき

「外為法を遵守しなければならない」

- ・産学連携(知財本部)
- ・政府通達、
経産省説明会を介して

周知

法律・輸出管理の概要

- ・パンフレット作成・配布
- ・教授会での説明

研究者からの
フィードバック

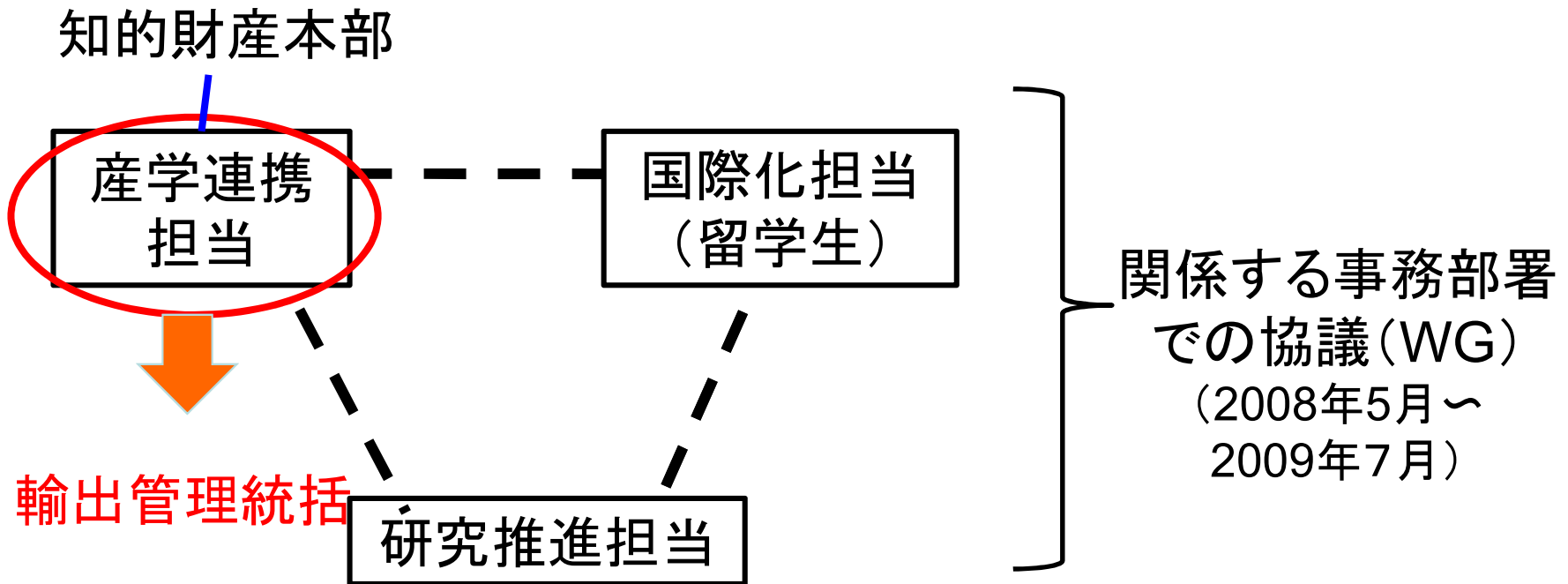
「研究者が行う管理業務を支援」が必要

反発・・・

アカデミックフリーダムを阻害するのか! ?

- ・お叱りの電話も・・・

「大学」としてどのように対応(支援)するか？



<突きつけられた根本的な課題>

- ◆ 外為法については未知 ➡ 完全に受け身形
- ◆ 「他の大学はやってるの？」

九州大学の安全保障輸出管理体制構築

(原則)

- ◆ 国際的な産学連携活動や研究・教育活動に過大な制約を与えない。

「研究者の支援」と「一元管理」の合わせた体制

知財本部を統括本部とした、

学内輸出管理体制 を構築。

九州大学安全保障輸出管理規程/要項

2010年4月1日 施行

九州大学の輸出管理体制構築の経緯

(取組みの経緯)

- 2008年 1月 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（経済産業省）
2008年 3月 全教職員に対して輸出管理に関する注意喚起を開始（教授会等）
（安全保障貿易管理に関するハンドブックの作成・配布）
- 2008年 5月 学内関係部署で構成する検討WGを設置、協議を本格化
- 2009年 7月 部局長会議にて輸出管理体制の骨子を議決
2009年12月 「九州大学安全保障輸出管理規程」制定
（要項と合わせて2010年4月施行）
- 2010年 1月 国際知的財産研修会（大学における安全保障貿易管理の講演等）
2010年 2月 九州ブロック安全保障貿易管理説明会（経済産業省と共催）
2010年 7月 九州大学事務職員 安全保障輸出管理手続説明会
2010年 9月 安全保障輸出管理に関する新パンフレット作成・配布
2010年10月 九州大学研究者説明会（各教授会、各キャンパスにて開催）
2010年12月 九州地域大学輸出管理実務担当者ネットワーク 始動
（19大学参加）

(補足) 九州大学知的財産本部「国際法務室」の役割

国際法務室は、国際的な産学官連携推進事業をはじめとした知的財産本部業務の国際的な案件にかかる契約実務、ならびに法律相談等を行っています。

加えて、国際的な活動をするうえで不可欠な「輸出管理」にかかる諸問題に対応できる学内体制を、国際法務室が中心となって構築しました。



(補足) 国際法務室の業務実施項目

① 契約チェック

契約支援業務

② 国際法務の各種フロー確定

☞ 既存の受託共同研究契約系の協働

③ 学内国際法務に係る諸問題対応

☞ 学内一般の契約・法律相談

④ 輸出管理実務

輸出管理業務

☞ 輸出管理統括部署として; 該非判定サポート等

⑤ 輸出管理学内啓発活動

☞ 説明会開催(事務向け、教職員向け)
新パンフレット作成(本年10月配布)

(補足)業務実施項目毎の活動報告

①～③ 契約支援業務

受託共同研究契約をはじめ各種の英文契約書についてレビュー。昨年度実績は140件強。一昨年度に比べて2倍以上の案件数がありました。本年度は約170件(見込み)

知財本部としての本務 …… 約90件

(内、有体物管理センター案件 (MTA) …… 約15件)

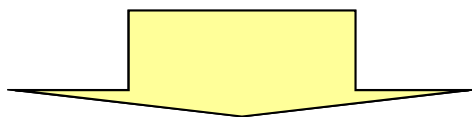
他部局事務支援としての業務 …… 約50件

- 部局締結の国際 (英語) 契約支援
 - ☞ NDA、MOU、外注 (委託) 契約、Letter 等
- 案件スキームの作成相談対応
- 法律一般の相談対応

(補足)

④～⑤ 輸出管理業務

国際的な産学官連携や国際間の学術交流を安全に行うためにも、大学が組織的に外為法に基づいた輸出管理に対応するよう求められています。本学では知財本部を輸出管理統括部署とする体制を構築しています。

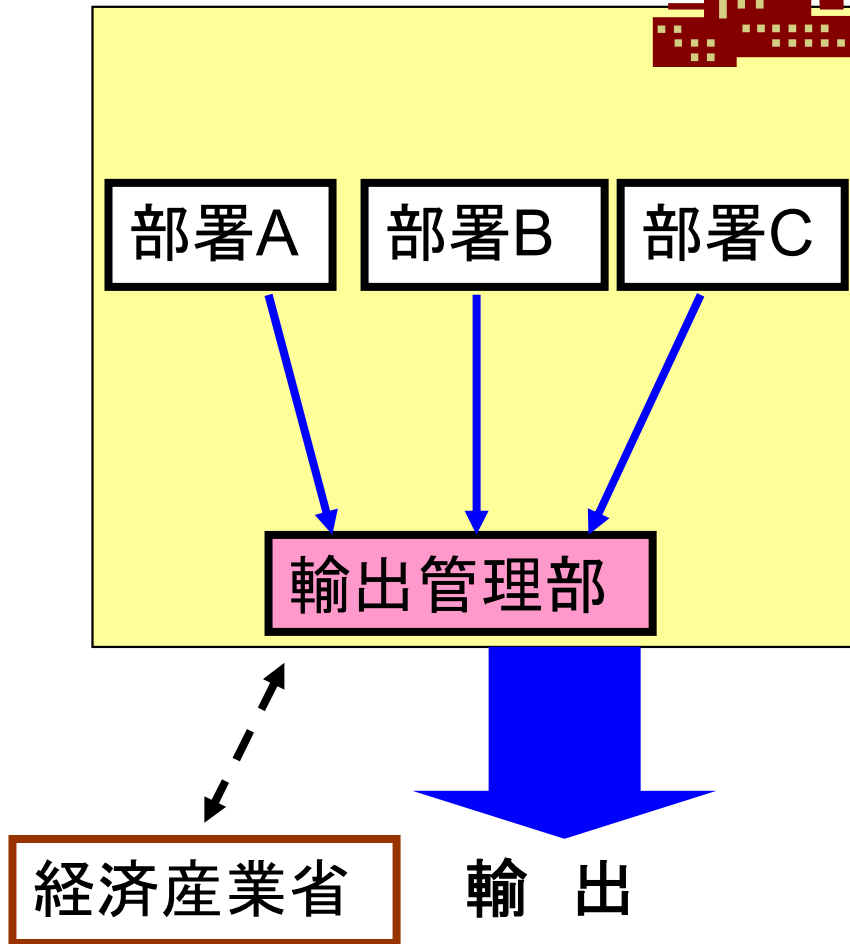


学内輸出管理体制

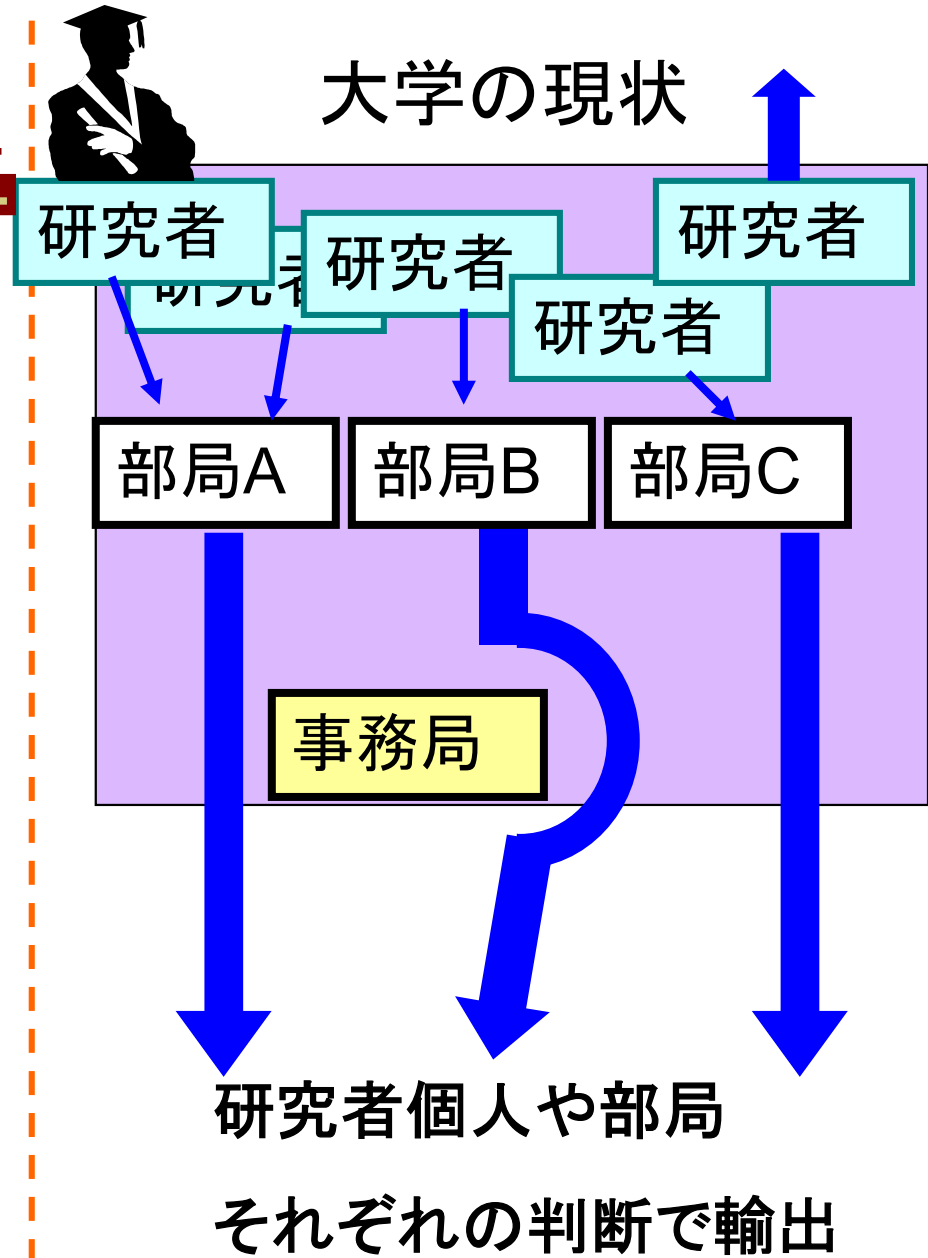
= 学内**コンプライアンス**体制の一つとして構築

2. 九州大学の安全保障輸出管理体制の概要

企業の輸出管理体制



大学の現状



このままでは危ない！？

九州大学は **一元的な輸出管理体制** を構築し、
「大学」としてのリスクマネジメントを行えるようにしました。

法人としての責任の明確化

一元的管理体制の特徴 =

二重チェック体制

【輸出管理統括責任者】

審査+承認

知財本部長

【部局輸出管理責任者】

確認

所属部局長

所属部局長

所属部局長

申請

研究者

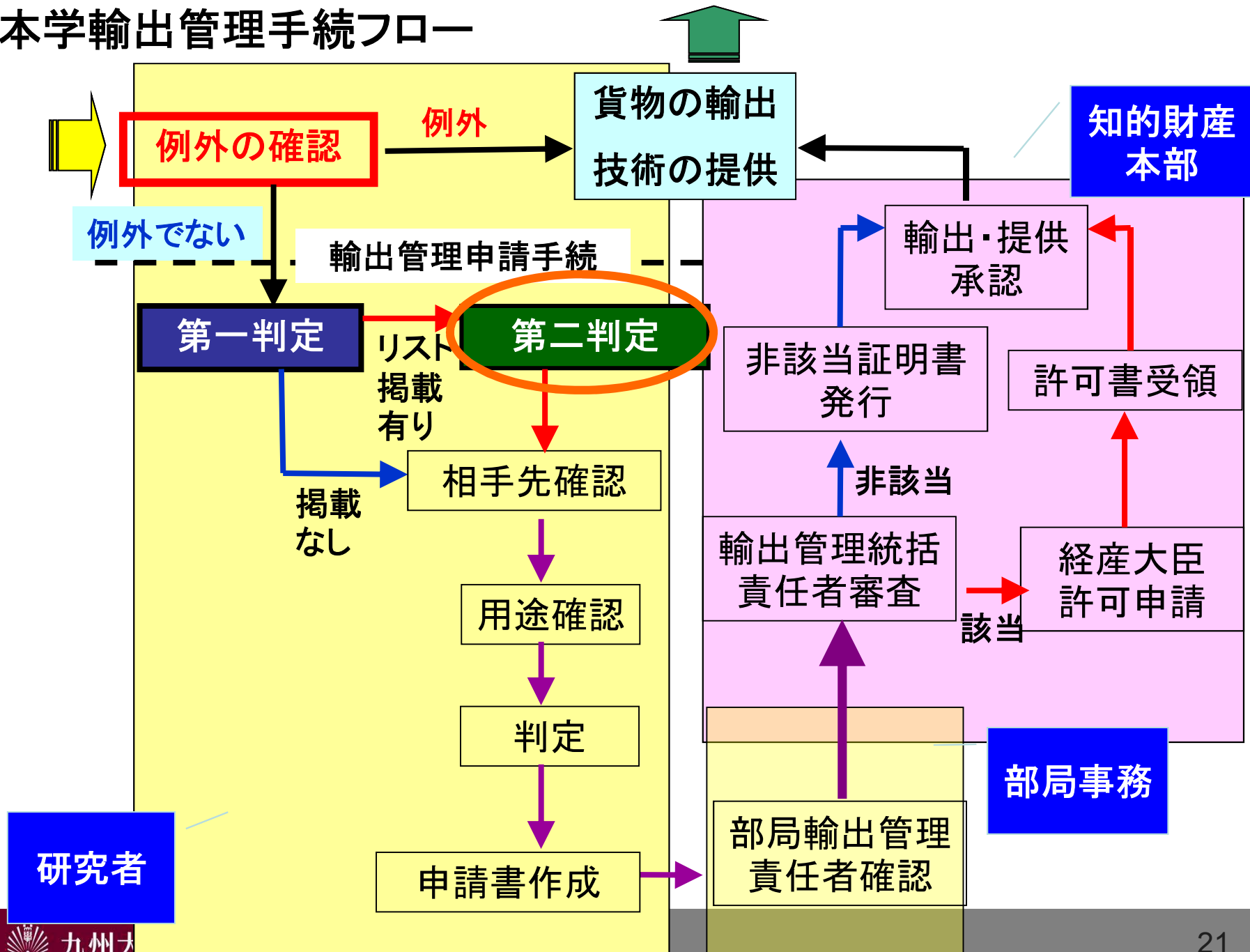
研究者

研究者

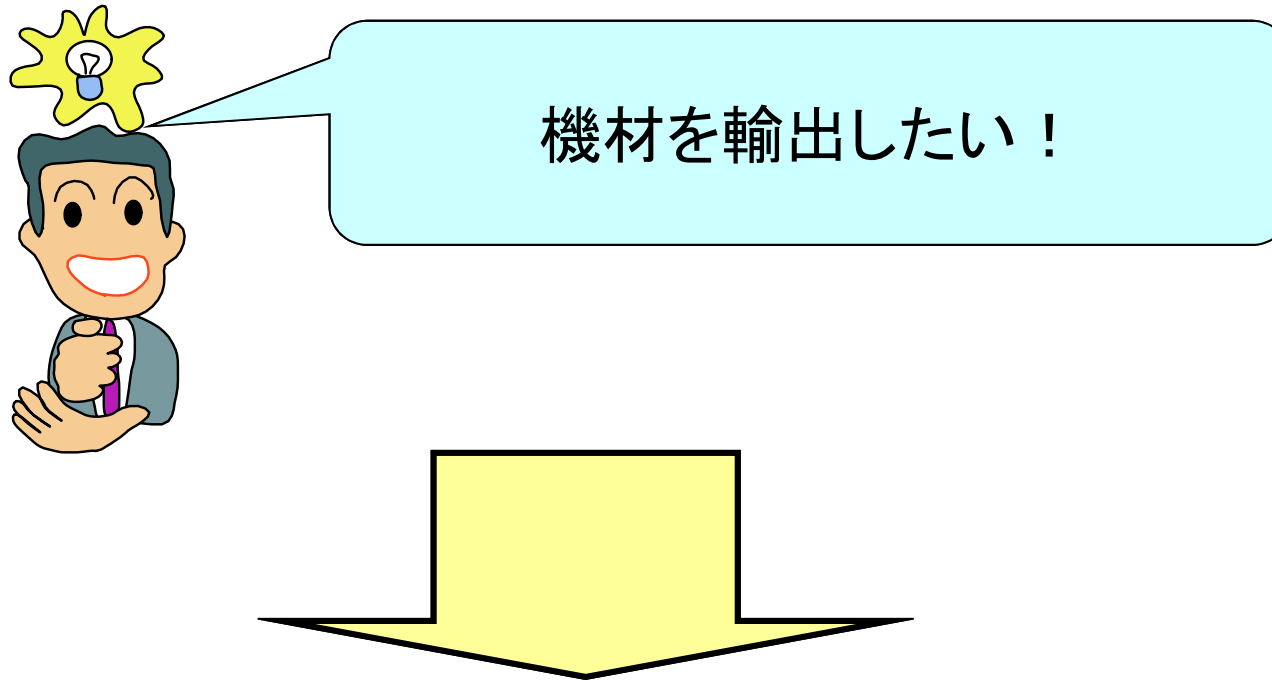
研究者

研究者

本学輸出管理手続フロー



事例の紹介



研究者は、当該機材の輸出が輸出管理の
例外に当たらないか確認します。

本学要項第3条第1項に定める貨物の輸出は、 原則として管理対象から除外。

要項 第3条第1項

- (1) 専ら自己使用のために一般的に店頭販売されている貨物を外国へ
持ち出し、これを持ち帰る行為



暗号特例告示より

- 購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置(電話を含む。)による注文により、販売店の在庫から販売されるもの(外国でのみ販売されるものについては、当該販売の態様を書面により確認できるものに限る。)

市販されているパソコン、携帯電話等、
自己使用目的で持出しかつ持ち帰ることが明らかな民生品は
例外としています。

以下の技術の提供も、原則として管理対象から除外。

要綱 第3条第2項 より

(1) 公知の技術の提供、あるいは技術を公知とするための当該技術の提供であつて、次のいずれかに該当するもの

- **すでに公知になっている技術**
- **公知にするための技術**(学会・論文発表、特許の取得等)
- **基礎科学分野の研究に使用する技術**

(2) **の提供は例外としています。**

当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

(3) 次のいずれにも該当する基礎科学分野の研究活動において行う技術の提供

- ① 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的としたもの
- ② 理論的又は実験的方法により行うもの
- ③ 特定の製品の設計あるいは製造を目的としないもの

(4) 工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術の提供

例外 (= 手続不要) となる大学の研究・教育活動の例

- 海外の大学や研究機関との学術的な共同研究
- 海外での学会発表、論文発表
- 留学生(学部生)への**教科書を用いた**教育・指導など。

基礎科学分野の研究に使用する技術の提供

- ① 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的としたもの
- ② 理論的又は実験的方法による行うもの
- ③ 特定の製品の設計あるいは製造を目的としないもの

①～③のすべてに該当する場合に「例外」となる。

基礎科学分野の研究と認識されるには
かなりハードルが高いと言わざるを得ません。

米国の輸出管理制度と大学の対応

- ◆ 「基礎研究(Fundamental Research)」の例外が大学の活動に広く当てはまる。
- ◆ 基本的には留学生への指導はこの範疇に含まれていると考えられる。
 - ☞ 「公表しないことを前提にした指導」であれば管理の対象となる。
- ◆ 大学間の共同研究は基本的には「基礎研究」と考えて差し支えない。
 - ☞ 「何の研究をするのか」ということと「基礎研究足りうるものか(公開が禁止されていないか)」という点について確認すれば足りる。
- ◆ 一方で企業との連携(産学連携)については公開を前提にしないものも多い。
 - ☞ その点を捉えて例外に当たらないと考える(諦める)のか、共同研究契約などで公開する自由を認めさせるのか、それぞれに対応をするべき。

「基礎研究」が国によって厳密に定義されており
より大学フレンドリーな制度になっていると考えられます。

Susan Wyatt Sedwick, Ph.D,
The University of Texas at Austin
講演内容抜粋

例外にあたらなかった場合・・・

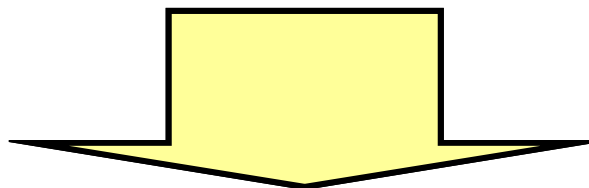
研究者が**申請書**と**別紙**を

知財本部のホームページから取得します。

http://imaq.kyushu-u.ac.jp/export_control/index.html

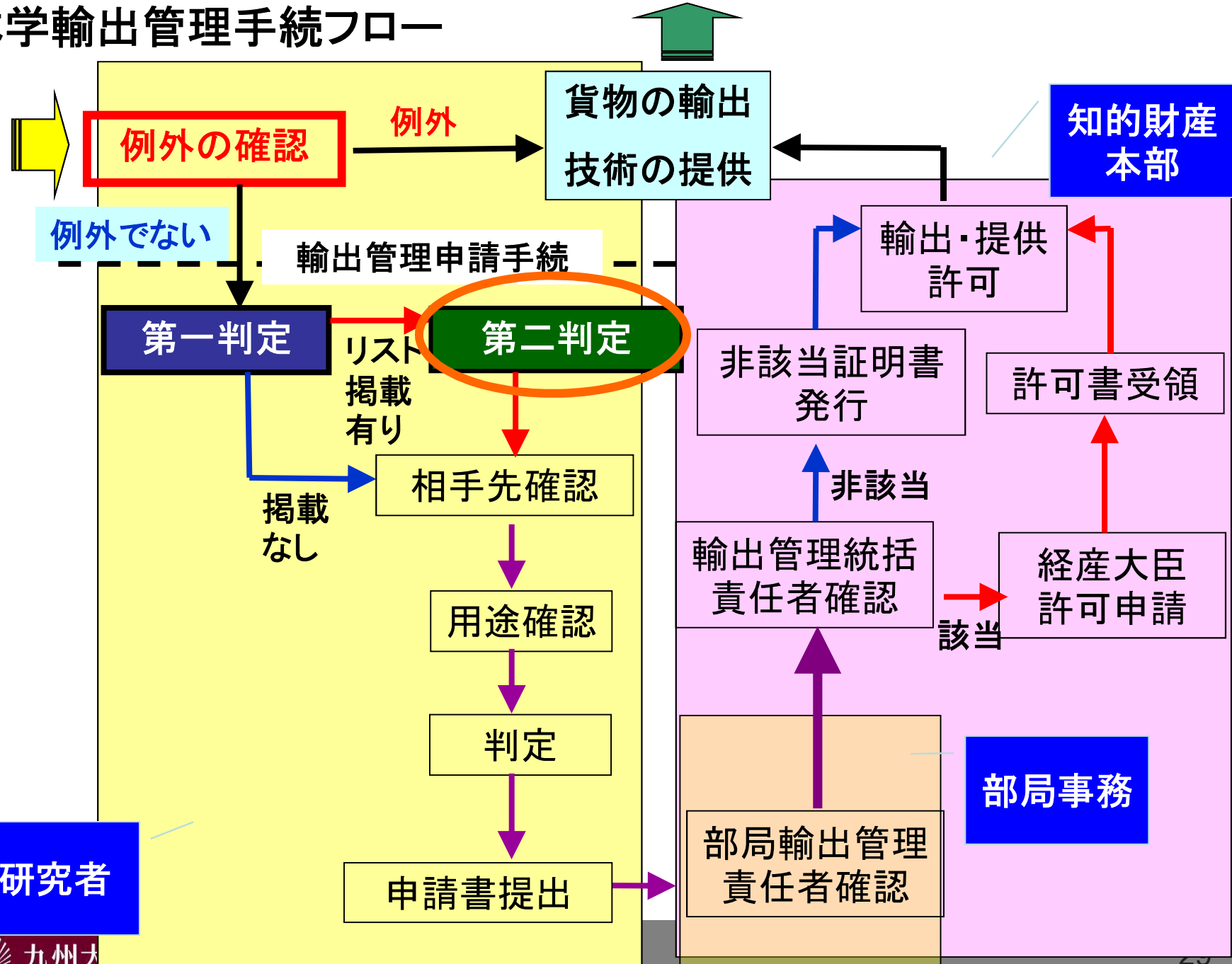


*** 学内限定です** (申し訳ございません。)



申請書と別紙の流れに従って、
必要事項を記入していくことで、
「リスト規制」「キャッチオール規制」
双方に対応できるような内容になっています。

本学輸出管理手続フロー



貨物輸出許可申請書

申請 No. _____

輸出管理統括責任者、部局輸出管理責任者 殿
別紙に記載する取引について、許可を申請します。
平成 年 月 日
所属/職名: /
氏名: _____

連絡先 TEL: _____ メール: _____

輸出貨物
品名※1: _____
メーカー名: _____
型式※2: _____
製造番号※2: _____
数量: _____

仕向地(国名): _____
相手先名: _____
発送予定日 平成 年 月 日

部局輸出管理部署

決裁欄
部局輸出管理責任者 _____ 部局輸出管理部署 _____
起案日: 平成 年 月 日 決裁日: 平成 年 月 日

審査結果
輸出管理統括責任者 殿
次のとおり審査結果を報告します。
 申請書ならびに別紙の記載内容は適正であり、上記取引を許可します。
 上記取引の許可は妥当でない。
所見: _____ 平成 年 月 日
部局輸出管理責任者 _____
職名: _____
氏名: _____

輸出管理統括部署

決裁欄
輸出管理統括責任者 _____ 輸出管理統括部署 _____
起案日: 平成 年 月 日 決裁日: 平成 年 月 日

審査結果
申請者、部局輸出管理責任者 殿
次のとおり審査結果を通知します。
 申請書ならびに別紙の記載内容を承認し、上記取引を許可する。
 上記取引を許可しない。
所見: _____ 平成 年 月 日
輸出管理統括責任者
九州大学知的財産本部長

別紙

申請 No. _____

対象貨物
 海外に向けた貨物の送付 海外への渡航に付随して行う持ち出し
 その他 ()

品名※1 _____
メーカー名 _____
型式※2 _____
製造番号 _____
数量 _____

誤非判定
第一判定 (リスト掲載有無確認) はい いいえ
◆ 当該貨物がリストに掲載されている はい いいえ
※ 「はい」の場合のみ『第二判定』の欄へ。「いいえ」の場合は「判定理由」の欄へ。
第二判定 (項目別対比表記入) 該当 非該当
◆ 『項目別対比表(輸出貿易管理令別表第1の1から15項)』判定結果
※ 「該当」の場合は『該当内容報告書』を別途記入要

判定理由※3 _____
その他判定根拠※4 カタログ・パンフレット 仕様書 図面 製造者情報
 その他 ()

相手先確認

仕向地(国名) _____
相手先名※5 _____
所在地 ※6 _____

◆ 仕向地は非ホワイト国である
※ 「はい」の場合は—
・『大量破壊兵器キャッチオール規制』
・『外国ユーザーリスト』に当該相手先
・『国連武器禁輸国』でもある場合は—

◆ 当該貨物が第三者へ転送される予定がある

申請 No. _____

用途確認

使用目的※7 _____
使用目的証憑資料※8 Eメールなどの電子記録 取引契約書等
 その他 ()

発送予定日※9 平成 年 月 日

項目別対比表	添付あり	添付なし
大量破壊兵器キャッチオール規制に係る用途チェックリスト	添付あり	添付なし
通常兵器補充規制に係る用途チェックリスト	添付あり	添付なし
該当内容報告書	添付あり	添付なし

申請書記入上の注意

1. 貨物一件につき一枚の「貨物輸出許可申請書」を記入下さい。
2. パンフレットでの「例外の確認」を行った後、申請手続表と判定された場合のみ本申請書を記載下さい。
3. ※マークが付いている項目に関わる資料(複製可)はエビデンスとして提出して下さい。

<<記入要領>>

- ※1 一般的な用語(固有ではなく、商品の種類を示す一般名)を記入。
- ※2 ※取付との相違が無い場合は必ず確認する。
- ※3 第一判定もしくは第二判定を導き出した根拠となるリスト品目番号、項目別対比表の項番・数値等を記入する。
- ※4 判定を行うために使用したカタログ、パンフレット、仕様書等がある場合は、該当する事項の欄にチェックをつけ、当該資料をエビデンスとして提出すること。
- ※5 契約書等に記載のある相手先名(企業名、大学名、個人名等)を正確に省略せずに記入すること。
相手先の組織等記載されたパンフレット、カタログ、HP等をエビデンスとして添付すること。
- ※6 契約書等に記載のある相手先住所を正確に省略せずに記入すること。使用した資料をエビデンスとして添付すること。
- ※7 当該貨物が相手先に渡った後、どのように使用されるか記入する。
- ※8 使用目的の証憑となり得る、相手先からの書面での取引契約書・Emailでのやり取り等をエビデンスとして添付すること。
- ※9 当該貨物の出荷日(未定の場合は予定日でも可)を記入する。

第一判定 (リスト掲載有無確認)

リスト(輸出貿易管理令別表第1の1~15の項)に
輸出する貨物(の種類・カテゴリー)の掲載があるかどうかを確認。

第二判定(項目別対比表作成)

CISTEC(安全保障貿易情報センター)の
「項目別対比表」を利用

項目別対比表を用いて
該非を判定。

プリントアウトして
申請書に添付する。

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名: 重力計
メーカー名: ■■■株式会社
型及び銘柄: ABC-123

CISTEC
2019.04. () / ()

別し項番	取に携ける貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 1.0- [1.0] 重力計又は重力勾配計 [4の項の申請に携げるものを除く。]	判定額	注釈	記入欄
[省令] 第9条 輸出令別表第1の1.0の項の 経済産業省令で定める仕様のもの、 次のいずれかに該当するものとする。 十二 重力計であつて、次のいずれかに該当するもの 又は重力勾配計 イ 用途に設計した重力計であつて、 静止状態において重力を測定する場合の精度が 1.0マイクロガル未満のもの 【フォロドン型ものを除く。】 ロ 経路記憶機能に設計した重力計であつて、 次の(一)及び(二)に該当するもの (一) 静止状態において重力を測定する場合の精度が 0.7ミリガル未満のもの (二) 変動状態において重力を測定する場合の精度が 0.7ミリガル未満で、 かつ、測定所要時間が2分未満のもの	該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 除外 -		この 注釈] 除外	数量 [5 マイクロガル] 数量 [] 数量 [] 数量 []
判定結果		■該当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/>		
所定責任者: [印捺年月日: 2019 年 0 月 10 日] 会社名: 九州大学 所属・役職: ■■■学庁・教授 プレミアム 姓 名: 九犬 太郎 甲 電 話: 092-2222-7777				
該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 [1.0の項 [1.0]] ② 貿易管理令の品目番号の番号欄 [第9条1項十二号イ] []				

学外から調達した製品や部品等を輸出する場合には、メーカーから該非判定書入手することもできます。

確実に、調達した製品の該非判定書であるか？

判定結果と判定根拠は明確かつ妥当か？

該非判定書(例)

あて先: △△大学 殿

商品名: ××リアクターT6000

該非判定結果: 輸出貿易管理令別表第1の3項(2) 貨物等省令2条2項1号ハ に該当

判定理由: 本商品は、①容量が16立方メートルであり、②内容物と接触するすべての部分がふっ素樹脂で被覆されている。

判定日: 平成22年〇月〇日

判定者: ××ガラス ○〇次郎(印)

最新の法令に基づき該非判定されているか？

判定者は明確か？(押印・サイン、日付等の有無)

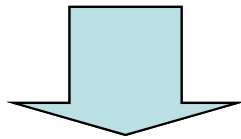
注意

- ・ 外為法の責任は、基本的には輸出者(=九州大学)が負う。
- ・ 入手した判定書は申請書に記入する際jの材料として扱う。

「該当」の判定のときは

該当内容報告書に

詳細を記載します。



ここに記載された情報をもとに、
輸出管理統括部署から
経産大臣へ許可申請を行います。

申請 No. _____

該当内容報告書

貨物名称			
経由地※10			
該当項目		■ 輸出令別表第1 (項 号) ■ 貨物等省令 (条 項 号)	
原産国		単価※11	× ()
		総額	
当該貨物を輸出するに至った経緯 (詳細記載願います) ※12			

- | | |
|-----|--|
| ※10 | 国名 (ただし、「香港」等は地域名) を記入。仕向地に直接届けられ、経由地がない場合は「Direct」と記入する。 |
| ※11 | 使用通貨単位 (JPY,USD 等) をつけて記入する。カタログ、購入時の明細書等、金額のエビデンスを添付すること。() 内には個数を記入すること。 |
| ※12 | ①貨物の輸出を行うことになった経緯 ②どのような貨物を誰宛に提供するか ③当該貨物は最終的にどのような目的で使用されるか等を詳しく記入する。 |

相手先・用途確認

確認する項目

- 仕向地(国名)【申請書、別紙に記入】
- 相手先名称(企業名、大学名、個人名等)【申請書、別紙に記入】
- 相手先の所在地【別紙に記入】
- 仕向地がホワイト国か否か【別紙にチェック】



アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク
(計26カ国)

相手先が非ホワイト国の場合は…

- 相手先が「**外国ユーザーリスト**」に掲載されていないか確認
- 「**大量破壊兵器キャッチオール規制に係る用途チェックリスト**」を作成
- 国連武器禁輸国であれば「**通常兵器保管規制に係る用途チェックリスト**」
の作成

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン

「外国ユーザーリスト」

現在の掲載企業・組織は

合計9カ国・地域の

331の企業・組織となります。

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	イスラエル Israel	Ben-Gurion University (of the Negev)		核 N
2	イスラエル Israel	Nuclear Research Center Negev (NRCN)		核 N
3	イラン Iran	7th of Tir	<ul style="list-style-type: none"> 7th of Tir Industries Complex Mojtamae Sanate Haftome Tir Sanaye Haftome Tir 7th of Tir Industries of Isfahan/Esfahan 7th of Tir Complex Esfahan/ Isfahan Haftome Tir Industries 	核 N
4	イラン Iran	Abzar Boreesh Kaveh Co.	・BK Co.	核 N
5	イラン Iran	Aerospace Industries Organization (AIO)	<ul style="list-style-type: none"> Sazemane Sanaye Hava and Faza (SSHF) Bazargani Hava and Faza 	ミサイル M
6	イラン Iran	AMA Industrial Co.		核 N
7	イラン Iran	Amin Industrial Complex	Amin Industrial Company Amin Industrial Compound	生物、化学、ミ サイル、核 B,C,M,N
8	イラン Iran	Amirkabir University of Technology		ミサイル、核 M,N
9	イラン Iran	Ammunition and Metallurgy Industries Group (AMIG)	<ul style="list-style-type: none"> Ammunition Industries Group Ammunition and Metallurgy Industry Group Sanaye Mohe matsazi Ammunition Group Ammunition and Metallurgy Industries 	核 N
10	イラン Iran	Armament Industries Group	・AIG-Armament Industries Group	ミサイル、核 M,N
		Atomic Energy Organization of Iran (AEOI)	<ul style="list-style-type: none"> Sazeman-e Energy Atomi AEOI 	生物、化学、ミ サイル、核 B,C,M,N
		Azar AB Industries Company		ミサイル、核 M,N
	イラン	Barzazani Tejarat Tavanmad Saccal		ミサイル、核

経済産業省「安全保障貿易管理」HPもしくは
知財本部のHPで最新情報を確認。

申請No. _____

【大量破壊兵器キャッチオール規制に係る「用途」チェックリスト】

[非ホワイト国向け（国営兵器輸出国・地域を含む）場合]

以下の用途に用いられることを知るにまつたか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書、記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者から盗物を受けたかについても確認すること。【どちらかに口をつけること。】

銃兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵。	はい、いいえ。
軍用の仏半製造の開発、製造、使用若しくは貯蔵。	はい、いいえ。
軍用の排雷装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵。	はい、いいえ。
軍用の仏半製造若しくは排雷装置の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵。	はい、いいえ。
300kg以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵。	はい、いいえ。
300kg以上運搬することができる誘入航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵。	はい、いいえ。
別表① 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵。	はい、いいえ。
別表② 核融合に関する研究。	はい、いいえ。
別表③ 原子炉又はその部分若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵。	はい、いいえ。
別表④ 重水の製造。	はい、いいえ。
別表⑤ 核燃料物質の加工。	はい、いいえ。
別表⑥ 核燃料物質の再処理。	はい、いいえ。

申請No. _____

【通常兵器保管規制に係る「用途」チェックリスト】

[輸出国・地域（輸出令別表第3の2の国・地域）向けの場合]

用いられることを知るにまつたか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書、図面若しくは電磁的記録媒体に記載されているか、また、輸入者等から盗物を受けたかについても確認すること。【どちらかに口をつけること。】

[令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（銃兵器等）ものを除く。]の開発、製造又は使用。	はい、いいえ。
た場合のみ以下の各項目についても確認すること。【どちらかに口をつけること。】	
貨物又は技術を用いて開発される別表【※】に掲げる貨物が兵器、爆薬、毒剤又は人命の用に供される旨が文書等に記載され又は記されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用途に供される旨が輸入者等から盗物を受けている。	はい、いいえ。
日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における密接な交渉、物資又は役務の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、日本国とアメリカ合衆国軍隊との間において物資又は役務の輸出又は提供が行われる。	はい、いいえ。
に基づき、在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出を行う。	はい、いいえ。
に基づき、国家等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい、いいえ。
における人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別に基づき、航空機等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい、いいえ。
これに用いる放射性物質（発生又は処理のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又は同様に用いられる放射性物質（発生又は処理のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又は同様に用いられる放射性物質（発生又は処理のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又は同様に用いられる放射性物質（発生又は処理のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの。	
放射性物質、ライフル銃若しくは大銃の弾薬又はこれらのものに用いる放射性物質若しくは弾薬若しくはライフル銃若しくは大銃の弾薬又はこれらのものに用いる放射性物質若しくは弾薬若しくはこれらのものの加工。	

2.

「大量破壊兵器キャッチオール規制に係る用途チェックリスト」と

「通常兵器保管規制に係る用途チェックリスト」

用若しくは貯蔵。

d. 半雷に関する研究。

「はい」が一つでもあった場合は、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、管理責任者に盗渡し審査票及びチェックリストを提出すること。

1.

における人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別に基づき、航空機等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
 はい、いいえ。 |

これに用いる放射性物質（発生又は処理のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又は同様に用いられる放射性物質（発生又は処理のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又は同様に用いられる放射性物質（発生又は処理のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの。

放射性物質、ライフル銃若しくは大銃の弾薬又はこれらのものに用いる放射性物質若しくは弾薬若しくはライフル銃若しくは大銃の弾薬又はこれらのものに用いる放射性物質若しくは弾薬若しくはこれらのものの加工。

2.

輸出管理統括責任者が

当該貨物・技術につき「**該当**」と最終判断をした場合、

輸出管理統括責任者が

経済産業大臣への許可申請を行います。

当該貨物が「**非該当**」である場合は、
九州大学としての
非該当証明書を発行します。

なお、輸出貿易管理令別表第1の16項には該当しておりますが、輸出貿易管理令別表第3に掲げられる地域（ホワイト国）に輸出される貨物であり、かつ「インフォーム要件」「用途要件」もしくは「需要者要件」のいずれにも該当しないため、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の許可は必要ないことを確認いたします。

以上

国立大学法人九州大学
〒812-8581 福岡市東区箱崎 6-10-1

輸出管理最高責任者 総長 有川節夫

輸出管理 統括責任者	部局 責任者	担当者

輸出管理統括部署処理・対応実績 (2011年2月25日時点)

	貨物の輸出	技術の提供 (相談含む)
対応案件数	54件 (貨物数209個)	6件
内、該当数	5件	0件

※ 人員増等、体制の強化が望まれる。

☞ 来年度より各部局輸出管理部署へ
具体的な研修を開催する予定。

これまでの対応案件

A教授	産学連携センター	技術の提供	「炭素繊維」を作成するための測定データ等	A社	トルコ	企業からのデータ解析依頼
B教授	工学研究院	貨物の輸出	実験装置		備考参照	ベルギーの大学
C教授	総理工学府	技術の提供	有機電界トランジスタの研究	—	イラン	イラン人留学生
D教授	工学研究院	貨物の輸出	重力計	S社	エジプト	国立の研究機関
			温度計	K社		
G教授	農学研究院	貨物の輸出	インキュベータ(孵化器)	Sa社	タイ	タイの大学
H教授	農学研究院	技術の提供	研究課題(農産物の調整加工と高品質貯蔵技術)	—	イラン	イラン人留学生
I教授	農学研究院	貨物の輸出	インキュベータ(孵化器)	Sa社	タイ	タイの大学
K教授	応用力学研究所	技術の提供	未定	—	インド	インド人留学生
L教授	工学研究院	貨物の輸出	重力計	S社	インドネシア	国立の研究機関
M教授	総合理工学研究院	貨物の輸出	アモルファス磁性ワイヤ	Y社	イラン	研究機関
O教授	工学研究院	貨物の輸出	無人機制御装置			
P教授	工学研究院	貨物の輸出	重力計	S社	ニュージーランド	研究機関

＜現在検討しているもの＞

- 「技術の提供」の管理方法の精査

- ☞ 外国人研究者(留学生を含む)、技術の定義(例外)等

- 規程、パンフレットの英語版の作成

- 業務量の調整(人員確保も?)

3. 大学に求められるもの

— 「九州地域大学輸出管理実務担当者ネットワーク」の活動 —

留学生等を介在した技術転用問題への対応

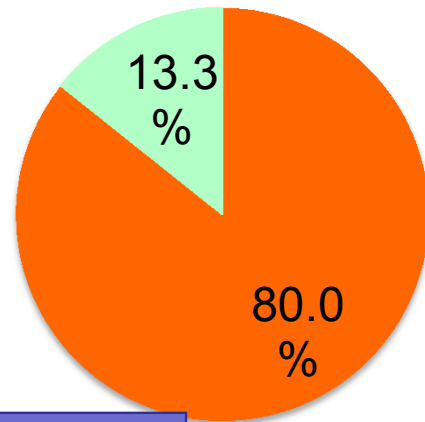
入り口(留学生等が大学に入るところ)で対応し、
その後も管理することはできないか？

「九州地域大学輸出管理実務担当者ネットワーク」において、
各大学の現状を調査させていただきました。

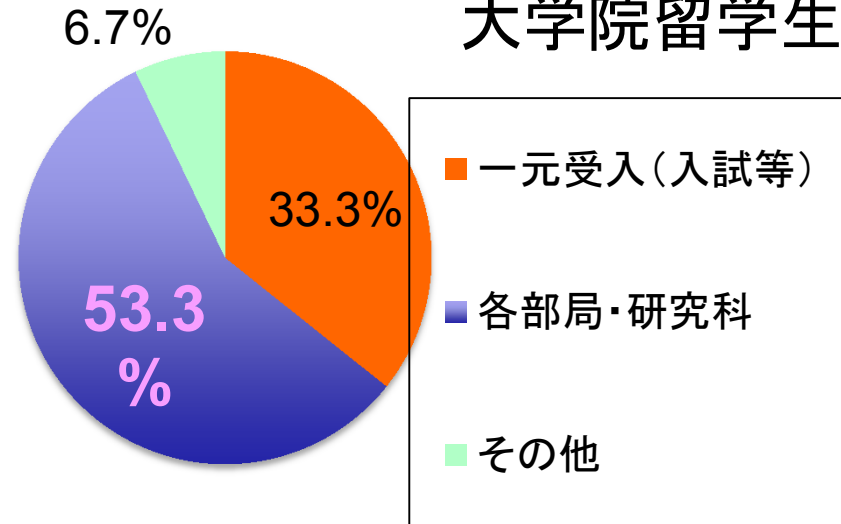
正規留学生の受入・管理体制

受入体制

学部留学生

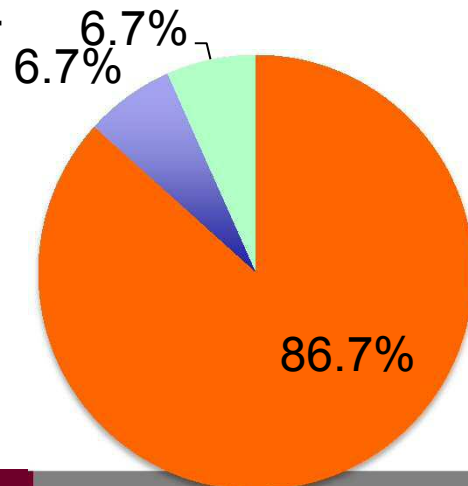


大学院留学生



管理体制

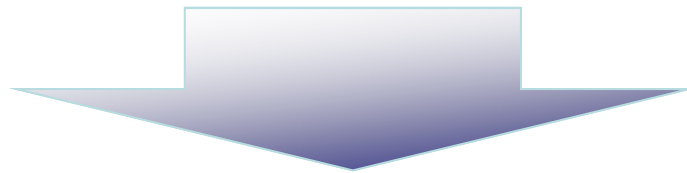
学部留学生



大学院留学生



- ◆ 学部生については、受入・管理とも一元的に行う大学が8割以上
- ◆ 大学院生の受入は各部局に責任を持たせる大学が5割
→ その一方で多くの大学が組織としてデータ等を集中管理



多くの大学では、
組織(法人)としての一元管理体制が構築されているが、
安全保障輸出管理の視点からの体制を含む体制はごく少数。

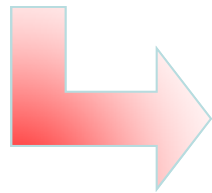
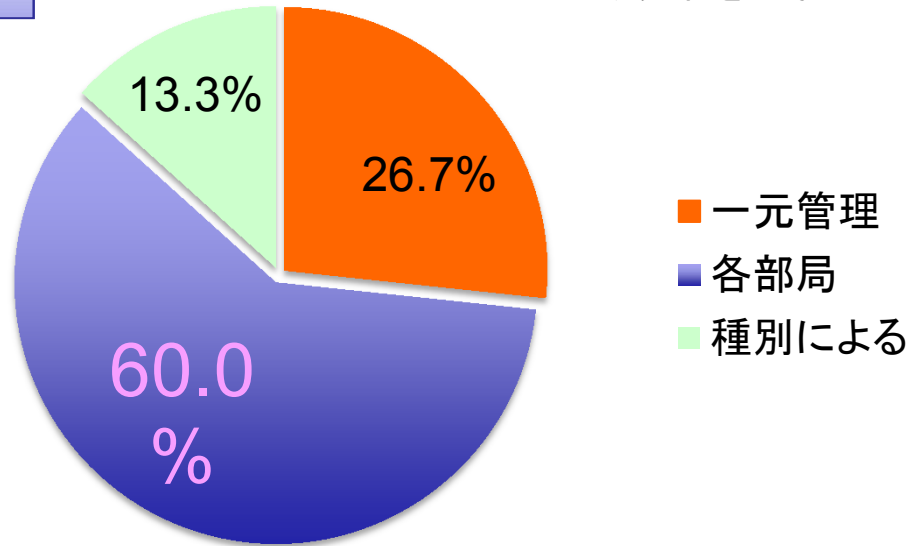
大学組織(管理部署)に安全保障輸出管理の視点を
「組み込む」ことで対応できるはず。

☞ どのように「組み込む」か？
(規則制定、周知徹底、事務処理での対応 等)

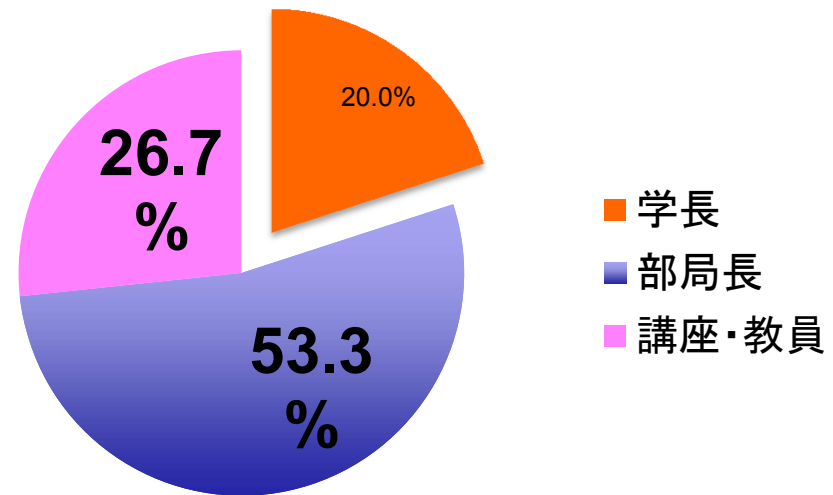
非正規外国人研究員(留学生)の管理体制

正規留学生になる前の留学生(研究生)等、基本的には大学の被雇用者とはならない研究者を対象に整理させていただきました。

管理体制

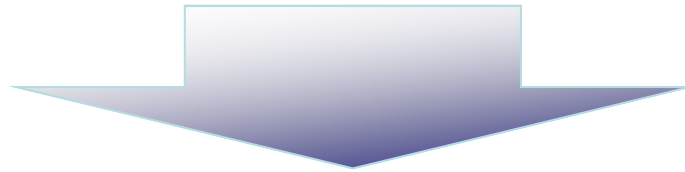


責任者



8割は法人代表以外
☞ 受入教員個人の責任の
追求もあり得る! ?

- ◆ 管理は各部局任せという大学が6割
- ◆ 責任者については大学法人(学長等)としての責任を明確にしている大学は2割にすぎず、3割弱の大学は受入をした教員個人の責任を問う形にしている




- なぜ非正規留学生は一元管理できない？
 - ☞ 大学本務(研究・教育)の実施に支障を及ぼさないように。

「アカデミック・フリーダム」の重視。

- 留学生受入と管理に輸出管理の視点を組み込むことは大学にとって当然のことなのか？
輸出管理の視点を意識しないことの問題点は？

留学生等への対応は、日本の大学をとりまく
歴史的・政治的な背景も無視することはできません。

大学として適当なバランスを見つけ、一大学だけでなく、
お互い協力し合って体制を検討して行くべきだと考えます。

 いずれ大学から政府へ理解を促すことが
必要になるかもしれません。

大学同士が協力しあい、よりよい「大学の輸出管理」を
検討していければと考えています。
ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

報告・資料に関するお問合せは
下記にお願いします。

九州大学知的財産本部(輸出管理統括部署)

国際法務室 佐藤弘基

hir-sato@imaq.kyushu-u.ac.jp

Tel: 092-642-7237